

国指定^{しらかみさんち}白神山地鳥獣保護区
指定計画書（環境省案）

平成 15 年11月4日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定白神山地鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県所在国有林津軽森林管理署 1 5 1 林班、1 5 2 林班ろ、は 1 及びは 2 の各小班、1 5 3 林班ろからにまでの各小班、1 5 4 及び 1 5 5 の各林班、1 5 6 林班ろ小班、1 5 7 林班に小班、1 6 5 林班い 1 からい 3 まで、ろ 1 からろ 3 まで、は 1、は 2、は 4、は 5、に 1、に 2、イからハまでの各小班、1 6 6 から 1 7 3 までの各林班及び 1 7 4 林班い 1、い 2、ろ、は 1 からは 3 まで、に、ほ 2、ほ 3、ち、り、イからハまでの各小班並びに津軽森林管理署鯉ヶ沢事務所 4 3 林班ほ、と、り、ぬ、る 1、る 2、わ 2、か 1、よからそまで及びへからヌまでの各小班、4 4 林班、6 2 林班はからへまで、ロ及びハの各小班、6 3 及び 6 4 の各林班及び 8 4 から 9 0 までの各林班並びに津軽森林管理署鯉ヶ沢事務所深浦森林管理センター 1 1 1 林班へ、へ及びトの各小班、1 1 2 林班ろからほまで及びロの各小班、1 1 3 林班、1 1 5 林班ろからほまで、と及びちの各小班、1 1 6 から 1 1 8 までの各林班、1 2 0 林班ろからほまで、と、ち及びイからトまでの各小班並びに 1 2 1 及び 1 2 2 の各林班の区域。

秋田県所在国有林米代西部森林管理署 1 0 1 6 から 1 0 1 9 までの各林班、1 0 2 0 林班いからはまで、は 1、に、ほ、ほ 1、ほ 2、へ、と、と 1、ち、り、り 1 及びイからホまでの各小班並びに 1 0 2 1 林班と 4、わ、わ 2、か及びハの各小班的区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 1 6 年 3 月 1 日から平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日まで（9 年 8 ヶ月）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

指定区域（案）は、イヌワシ、クマタカの大型猛禽類、クマゲラ等の希少な森林性鳥類に加え、ツキノワグマが生息する区域であり、これら種の営巣地が確認されているほか、本区域内で広く目撃情報が得られている。

イヌワシ等の猛禽類は、一般的には疎開地等のパッチが含まれる森林地帯を好むが、指定区域（案）は、広大で多様かつ自然性に富んだ森林地帯であり、こうした疎開地等も多く含まれるほか、白神山地に多数生息するこれら猛禽類が頂点に立つ食物連鎖を安定的に支える上で、多種多様の鳥獣を育んでいることから、ブナ原生林を対象に指定区域を捉える必要がある。

また、本区域（案）は、大型哺乳類であるツキノワグマの生息地にもなっており、餌資源を安定させ、持続的な繁殖を確保し、地域個体群の安定的な存続を図る上で、幅広いブナ林を対象に指定区域とする必要がある。

従って、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、猛禽類及び大型哺乳類を含む多様な鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣の生息状況モニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣の主要な採餌場等への登山者の不用意な立入り、ごみの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施する。なお、その際、普及啓発活動や現場巡視等の実施にあたって、白神山地世界遺産地域の保全管理に関して連絡調整を図る白神山地世界遺産地域連絡会議と十分な連携を図りながら行う。
- ・農林業被害の発生や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 17,157 ha

内 訳

ア 形態別内訳

林 野 17,157 ha

イ 所有者別内訳

国有地 17,157 ha

国有林	—	林野庁所管	17,157ha	{	制限林	15,600ha	{	保安林	15,577ha
					普通林	1,557ha		砂防指定地	79ha(56ha)
								* () は保安林と重複する面積で内数	その他

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	14,043ha	自然環境保全地域特別地区	9,844ha
		自然環境保全地域普通地区	4,199ha
自然公園法による地域	2,984ha	特別保護地区	344ha
		特別地域	2,640ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、青森県南西部と秋田県北西部の両県境にまたがる標高300mから1,200m余に及ぶ山岳地帯である。西側に標高1,200m級の白神岳、向白

神岳等が連なっている。

イ 地形、地質等

地形は、壮年期的な様相を呈し、深い谷が密に入り組んでおり、30度以上の急傾斜地が区域の半分以上を占めている。

地質は、主として中生代白亜紀にできた花崗岩類を基盤に、新生代新第三紀中新世の堆積岩とそれを貫く貫入岩類で構成されている。

ウ 植物相の概要

植物については、山裾から標高1,000m付近までをブナ林が広く覆う。急峻で狭い尾根、沢沿い及び崩壊斜面ではキタゴヨウ林、サワグルミ林、ヒメヤシャブシータニウツギ林などが立地に応じて発達している。これに対して、標高1,000m～1,200m付近の頂部斜面や頂部平坦面などではブナ林に代わりミヤマナラ、ダケカンバを主とする低木林が発達する。頂部斜面の突出部にはハイマツ林も局部的に見られる。

草本群落は溪流沿いの雪崩斜面や崩壊斜面に多く発達しており、その下部の土砂堆積地には、オオイタドリ、アカソ等を主とする群落が生育する。また、谷底側壁斜面の湿性の岩場には、タヌキラン、オオバセンキュウ等の草本類が生育し、露岩部ではエゾイワハタザオ、ツガルミセバヤなどが見られる。さらに、標高1,200m付近の頂部平坦面にはトウゲブキ、ニッコウキスゲ等が優占する風衝草原が小面積に存在する。

エ 動物相の概要

動物については、豊かなブナ林を主な生息地として、多くのほ乳類、鳥類の生息が確認されている。ほ乳類に関しては、大型哺乳類のツキノワグマをはじめとして本州在来種の80%に当たる44種が生息していると推定されている。また、鳥類ではイヌワシ、クマゲラ、クマタカ等の希少種を含め本州以南のブナ林で繁殖する鳥類の94%に当たる68種の繁殖が確認されている。魚類では各河川でイワナの生息が見られる。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該鳥獣保護区の区域は林野庁所管の国有林であり、すべてが森林及び風衝草原からなり、農地が存在しないため、区域内において農業被害はない。また、林業被害についても生じていない。なお、周辺の里地においては、リンゴ等の農作物にニホンザル（里地に住み着いた群）による農業被害が発生していたが、市町村による電気柵の設置及び追い払いにより、被害は減少し現状ではほとんど無くなっている。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

①鳥獣保護区用制札	5 4 本
②案 内 板	1 2 基
③大 型 案 内 板	2 基